

# ◆ 山形の家づくり利子補給制度

住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、住宅ローン返済当初の10年間利子補給が受けられます。

※寒河江市住宅建築推進事業補助金と併用できます。

※「やまがたの木」普及・利用促進事業補助金と併用できません。

**新築**

①利子補給の対象となる住宅 対象住宅のいずれか1つを満たし、それぞれの基準を全部満たす必要があります

|                | 県産木材多用型                    | 寒さ対策・断熱化型<br>(やまがた健康住宅) | 子育て支援型(三世帯・近居)  | 移住促進型                    | 子育て支援型(一般) | 耐震建替型        |
|----------------|----------------------------|-------------------------|-----------------|--------------------------|------------|--------------|
| 県産木材の使用割合等(※1) | 100%かつ15㎡以上                | 50%以上                   | 50%以上           | 50%以上                    | 70%以上      | 70%以上        |
| 耐久性基準・省エネ基準    | ○                          | ○                       | ○               | ○                        | ○          | ○            |
| 世帯要件(※2)       | —                          | —                       | 三世帯同居<br>又は近居世帯 | 県外からの移住世帯                | 子育て世帯      | —            |
| その他基準          | —                          | やまがた健康住宅認証(※3)          | —               | —                        | —          | 旧耐震住宅の解体(※4) |
| 利子補給対象の上限      | 2,000万円                    |                         |                 | 1,500万円                  |            |              |
| 利子補給率          | 0.5%                       |                         |                 | 0.4%                     |            |              |
| 利子補給額          | 最大 約80万円<br>(上限8万円/年×10年間) |                         |                 | 最大 約50万円<br>(上限5万円/10年間) |            |              |
| 募集戸数           | 180戸                       |                         |                 | 90戸                      |            |              |

【対象住宅及び、対象世帯要件】

共通基準 耐久性基準(劣化対策等級3)及び省エネ基準(断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4)

※1 県産木材の使用について

延べ床面積×0.1㎡×使用割合以上の県産木材を使用する必要があります。

※2 世帯要件について

①三世帯同居世帯: 平成14年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯(出産予定含む)

②近居世帯: 平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成14年4月2日以降に生まれた子がいる世帯限る)の居所の直線距離で2km以内又は、同一小学校の通学区域内のある世帯(近居区域内の転居は対象外)

③移住世帯: 平成27年4月1日(岩手、宮城、福島県から移住する場合平成23年3月11日)以降に県外から県内に移住した世帯員を含む世帯

④子育て世帯: 平成14年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定含む)

※3 「やまがた健康住宅」について

寒さ対策・断熱化型を利用する場合、「やまがた健康住宅」の認証を受ける必要があります。

※4 旧耐震住宅の解体について

耐震建替型を利用する場合、住宅の新築に伴い、昭和56年5月31日以前に建設された住宅を解体する必要があります。

②利子補給の対象となる住宅ローン

・住宅の建設工事費が対象となっているもの(土地購入費等含む)

・返済期間が10年以上35年以内のもの又は、「フラット35」・「フラット35」S

③利子補給の方法

住宅ローンの契約から10年間、年1回(3月)

県から利子補給対象者の直接支払われます。

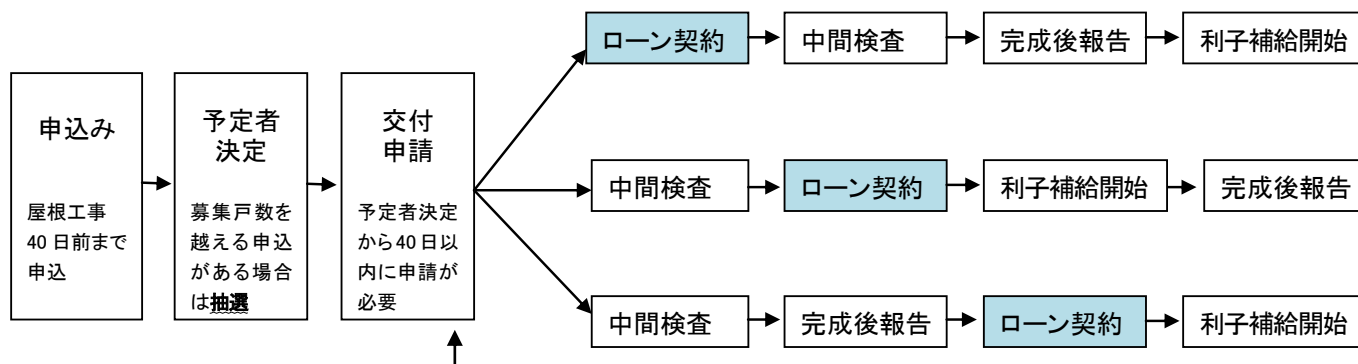
$$\text{利子補給額} = \frac{\text{住宅ローンの年末残高}}{\text{借入額に占める利子補給対象額の割合}} \times \text{利子補給率}$$

④募集方法・受付時間

募集期間は3回に分け、応募数が募集戸数を超えた場合は抽選とします。

|      |  | 第1回                 | 第2回                   | 第3回                  |
|------|--|---------------------|-----------------------|----------------------|
| 募集期間 |  | 4月2日(木)<br>～4月8日(水) | 5月18日(月)<br>～5月22日(金) | 7月6日(月)<br>～7月10日(金) |
| 抽選日  |  | 4月10日(金)            | 5月27日(水)              | 7月15日(水)             |
| 募集戸数 | 県産木材多用型/寒さ対策・断熱化型/子育て支援型(三世帯・近居)/移住促進型 | 100戸                | 40戸                   | 40戸                  |
|      | 耐震建替型<br>子育て支援(一般)                     | 50戸                 | 20戸                   | 20戸                  |

### ⑤ 手続の流れ



※融資の時期により、交付決定後の流れが異なります。  
 ※中間検査は屋根工事完了 10 日前までに申請が必要。  
**※ローン契約は交付決定後でなければ契約できません。**

### 「やまがた健康住宅」認証制度とは

ヒートショックによる死亡事故などを防止するため、県が高断熱高気密住宅の基準を定め、認証する制度です。

寒さ対策・断熱化型で申込みをする場合に、適合させる必要があります。

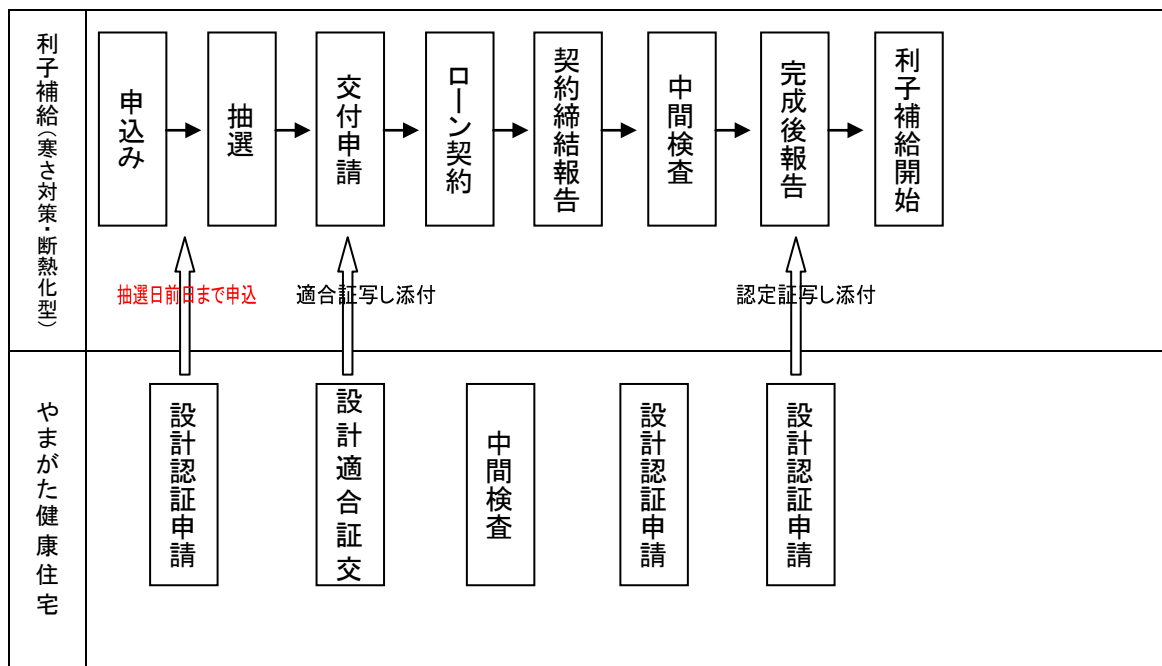
#### 1. 認証基準の概要

- 断熱性能(外皮平均熱貫流率UA値)が  
 3 地域: 0.38W/m<sup>2</sup>K以下      4 地域: 0.46W/m<sup>2</sup>K以下
- 気密性能(隙間相当面積C値)が 2 cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>以下
- 県産木材の使用割合 50%以上

#### 2. 注意事項

- ※設計認証申請書の提出後でなければ利子補給の申込みをすることはできません。
- ※建設認証申請には、気密検査の結果を添付する必要があります。

#### 3. 手続の流れ やまがた健康住宅と利子補給



◆ 中古住宅取得でも利子補給がご利用できます。

① 対象住宅の要件

- (1) 令和2年4月1日以降に購入する住宅
- (2) 竣工後2年超又は居住実績がある住宅
- (3) 売買時に中古住宅診断を実施する住宅
- (4) 既存住宅売買瑕疵保険に加入する住宅

② 利子補給率等

|            | 移住促進型                                       | 一般型                 |
|------------|---|---------------------|
| 世帯要件       | 県外からの移住世帯<br>H27年4月1日以降に県外から県内に転入した世帯員がいる世帯 | —                   |
| 利子補給対象額の上限 | 1,500万円                                     | 1,500万円             |
| 利子補給率      | 0.4%  | 0.2%                |
| 利子補給額      | 最大 約 50万円<br>(上限 5万円/年 × 10年間)              | 最大 約 25万円<br>(10年間) |
| 募集戸数       | 10戸   | 20戸                 |

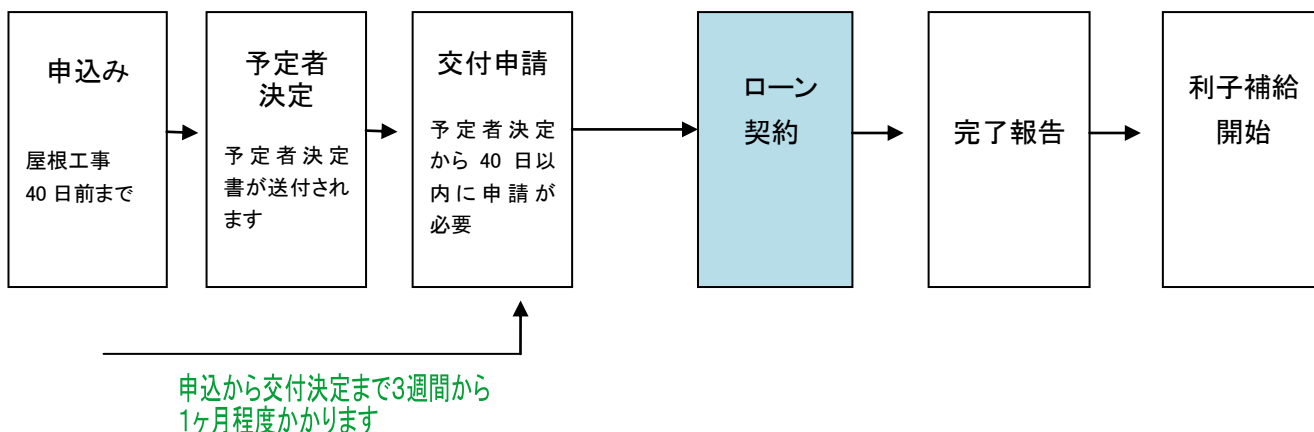
③ 対象となる住宅ローン

- ・住宅の建設工事費が対象となっているもの(土地購入費等含む)
- ・返済期間が10年以上35年以内のもの又は、「フラット35」・「フラット35」S

④ 募集期間

令和2年4月2日(木)から 令和3年2月26日(金)

⑤ 手続の流れ



# ◆「やまがたの木」普及・利用促進事業補助金

新築

山形県内に自ら居住するため、県産木材を使用して施設を新築する方に対して、補助金ができます。

## 1. 申請要件

※山形の家づくり利子補給制度との併用はできません

県産木材※1 を基準値以上※2 使用した新築の民間木造施設等

※1 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材(集成材、合板等を含む)をいう。

※2 基準値(m<sup>3</sup>)は、民間木造施設の場合、延べ床面積(m<sup>2</sup>)×0.1(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)で算出された数量。

## 2. 補助金額

…定額**20万円**

## 3. 受付期間

令和2年4月上旬から

※ 受付は先着順となります。(一般住宅 130 棟分・木塀、民間施設 15 棟分)

# ◆ 再生可能エネルギー設備導入事業費補助金

再生可能エネルギー  
設備の新設

再生可能エネルギー設備を新設、増設する方に対して補助金ができます。

## 補助対象設備および補助金額

補助対象設備の種類及び補助金額又は補助率

| 区分              | 設備要件                      | 設置対象                 | 補助率<br>(上限額)   |
|-----------------|---------------------------|----------------------|--|
| 蓄電池設備           | 10kw未満の太陽光発電設備を<br>新規同時導入 | 住宅用<br>事業所用          | <b>7万円/kwh</b><br>(35万円又は<br>補助対象経費の1/3のい<br>ずれか低い額) |
| 木質バイオマス<br>燃焼機器 | ストーブ                      | 住宅用<br>事業所用<br>農業施設用 | <b>1/2</b><br>(10万円)                                 |
|                 | ボイラー                      |                      | <b>1/2</b><br>(50万円)                                 |
| 太陽熱利用装置         | 集熱面積<br>2㎡以上              | 住宅用                  | <b>1/10</b><br>(5万円)                                 |
| 地中熱利用装置         | 空調装置                      | 住宅用                  | <b>1/3</b><br>(50万円)                                 |
|                 | 融雪装置                      | 住宅用                  | <b>1/3</b><br>(30万円)                                 |

## ◆ 受付期間

・令和3年2月末まで